



令和 8 年 7 月 1 7 日

名取市生活経済部農林水産課

令和 8 年度緊急銃猟実地訓練の実施について

1.目 的

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適性化に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 28 号）により、鳥獣保護管理法の一部が改正され、地域住民の安全確保のための措置を十分に講じた上で、大型獣の中でも特に人身被害を生じさせる恐れの高いクマ等について、人の日常生活圏での銃猟をすることを可能とする制度（緊急銃猟）が創設されました。

本市でも緊急的な対応として、緊急銃猟について事前に必要な対応、役割分担を整理し、捕獲関係者も含めて、必要となる確認事項・手順を共有し、必要となった場合には円滑に緊急銃猟を実施できることを目的として、訓練を実施するものです。

2.日 時

令和 8 年 7 月 2 2 日（水）午前 1 0 時～正午 ※小雨決行

3.会 場

名取市愛島台中央公園南側グラウンド（名取市愛島台二丁目 4 0 1－6 4）

【会場図】



4.参 加 者

名取市、岩沼市、岩沼警察署

名取市鳥獣被害対策実施隊、岩沼市鳥獣被害対策実施隊

【お問合せ先】

名取市生活経済部農林水産課園芸林業係

電話：022-724-7186

FAX：022-384-4150

令和 8 年度緊急銃猟実地訓練

日時：令和 8 年 7 月 22 日（水）
午前 10 時から
会場：名取愛島台中央公園

次 第

1. 開会
2. 挨拶 名取市長 山田 司郎
3. 訓練
4. 挨拶 岩沼市長 鬼澤 聡
5. 閉会
6. 実施隊射撃練習

参加者

【名取市】

名取市長、副市長、生活経済部長、農林水産課職員

【岩沼市】

岩沼市長、産業振興課職員

【実施隊】

名取市鳥獣被害対策実施隊

岩沼市鳥獣被害対策実施隊

【警察】

岩沼警察署職員、管内交番職員

令和8年度緊急銃猟実地訓練実施計画

1 目 的

近年、人の日常生活圏にツキノワグマ、イノシシ等（以下、「クマ等」という。）の危険鳥獣の出没が相次いでおり、人身被害も多く発生している。鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適性化に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第28号）により、鳥獣保護管理法の一部が改正され、地域住民の安全確保のための措置を十分に講じた上で、大型獣の中でも特に人身被害を生じさせる恐れの高いクマ等について、住居集合地域等よりも広い概念である人の日常生活圏での銃猟をすることを可能とする制度（緊急銃猟）が創設された。

緊急銃猟は局所的に発生する出没に対応するものであることから、その主体は地域に精通した市町村が行うこととなっており、安全確保等の措置を講じた上で、銃猟を捕獲者に委託して実施することができるとされている。

名取市でも緊急的な対応として、緊急銃猟について事前に必要な対応、役割分担を整理し、捕獲関係者も含め、役割に応じた人員を予め特定し、緊急時に迅速かつ円滑に対応できる体制を整備することが重要である。併せて、必要となる確認事項・手順を共有し有事の際には円滑に緊急銃猟を実施できることを目的として、訓練を実施する。

2 日 時

令和8年7月22日（水）午前10時から正午

3 場 所

名取市愛島台中央公園（名取市愛島台二丁目）

4 訓練設定

愛島台二丁目にクマの目撃情報があり、現地に駆け付けた市職員及び実施隊、警察による追い払いの結果、愛島中央公園までクマを追いやることに成功したが、そこにクマが居座り、動かなくなった。

5 タイムスケジュール

時 間	行動の概要
10:00～10:10	開会式（名取市長あいさつ）
10:10～10:20	訓練概要説明
10:20～11:20	訓練開始 ■緊急銃猟を実施するための4条件確認 1. クマ等が人の日常生活圏に侵入していること 2. クマ等による人命または身体への危害を防止するため、緊急に対応が必要であること 3. 銃猟以外の方法では的確かつ迅速な捕獲等が困難であること 4. 住民や第三者に銃猟による危害を及ぼすおそれがないこと ■現場封鎖・安全確認 ・訓練エリアの立入禁止措置 ・参加者の装備・位置確認 ・広報活動（周辺住民への周知・SNS等周知） ■市長への報告・許可取得 ・安全確認と4条件確認結果を報告 ・市長より射撃許可を正式に受ける ■射撃（クマ標的） ・捕獲者による安全確認および射撃判断 ・指定エリアで射撃実施 ■結果報告 ・市長へ結果報告 ・周囲の安全確認 ・撤退
11:20～11:25	閉会式（岩沼市長あいさつ）
11:25～12:00	名取・岩沼鳥獣被害対策実施隊によるクマ等への射撃練習
12:00～	終了、撤収

緊急銃猟実地訓練レイアウト図



参考資料

緊急銃猟時の確認チェックリスト（法令関係）

条文等	条件	✓
人の日常生活圏への侵入 (法第34条の2)	銃猟を実施する場所は、人の日常生活圏であるか (日常生活圏とは、 <u>人が生計をたて、普段活動する過程で行動する範囲</u> 。例えば住居や広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地、電車、自動車、船舶等も含まれる)	✓
危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要な (法第34条の2)	危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があるか。 ※ <u>人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的に条件に該当することと考えられる。</u>	✓
銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難 (法第34条の2)	銃猟以外では的確かつ迅速に捕獲できないか。 ※ <u>人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的に条件に該当することと考えられる。</u>	✓
避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合 (法第34条の2)	通行禁止・制限の措置は必要に応じて講じられているか（法第34条の4）	
	地域住民の避難は行われたか（法第34条の4）	
	広報（HPやSNS、防災無線等）は行われたか（政令）	
	通行の禁止・制限を行う場合は、管轄する警察署（警察署長）に通報を行ったか（政令）	
	鉄道を含む場合は、鉄道施設の管理者へ協議が行われたか（政令） 軌道又は索道を含む場合は、軌道経営者又は索道事業者へ協議が行われたか 道路を含む場合は、道路管理者へ連絡したか 場所の管理者へ連絡したか（必要に応じて）	×
	射線方向に標的を外したり貫通したりした銃弾を安全に捕捉・停止させるための防護壁や背景の斜面（バックストップ）はあるか	
	緊急銃猟を委託する者に留意点を伝えたか ※ 緊急銃猟を実施する場所、緊急銃猟の実施によって弾丸を到達させるべきではない危険性の高い物件の取扱いや、できる限り損壊すべきでない物件（寺社仏閣、貴重品等）に関する情報、銃猟の対象鳥獣に関する情報等	
その他	(土地の立入りを伴う場合) 土地の立入りをを行う者は証票を身に着けているか (法第34条の3)	×
	緊急銃猟を委託する者は証票を身に着けているか（法第34条の2）	
	緊急銃猟の様子を記録する用意はあるか（任意） ※ スマートフォン、ビデオカメラ等での撮影は捕獲者の了承を得ているか。	